

平成26年 8月29日

幕別町議会議長 古川 稔 様

幕別町議会議員 谷 口 和 弥 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1. 障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会に	近年、障がいのある人をめぐる環境は国際的に大きく変化をしています。平成19年9月、日本政府は国連総会で採択されていた「障害者権利条約」に署名をし、平成26年1月には国連に批准書を提出、同年2月末から発効しました。「障害者権利条約」は締結国に、福祉・教育・雇用・地域生活・政治参加など様々な分野で、障がいに基づく差別を禁止し、平等を促進する立法措置などを求めています。 日本政府が「障害者権利条約」を批准するにあたって、平成23年に「障害者虐待防止法」の成立と「障害者基本法」の一部改正、平成25年には「障害者自立支援法」を前身とした「障害者総合支援法」の施行や「障害者雇用促進法」の一部改正などの法整備がおこなわれてきました。幕別町においても、平成24年3月、「障害者基本法」に基づく障がい福祉施策の取り組みを基本理念としている「幕別町障がい者福祉計画」と、「障害者自立支援法」に基づく国が定める自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定する「第3期幕別町障がい福祉計画」（平成24年度から26年度までの3か年計画、以下「第3期計画」）を一体的に策定しました。 今、「幕別町障がい福祉計画策定委員会」が次期の「障がい福祉計画」の策定に向けて審議を進めています。「第3期計画」の指標となった「障害者自立支援法」は、障がいのある人への「応益負担」を根幹に据え、障がいを自己責任化する、社会保障とは相容れないものでした。それにかわる「障害者総合支援法」

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
	も実質的に「障害者自立支援法」を延命させたものとも言われています。「第４期計画」の策定にあたって、以下の点について伺います。 １．「第３期計画」の実施状況について ①相談支援体制の強化は ②居宅や施設サービスの基盤整備状況は ③障害支援区分認定の認定結果や審査会への支援状況は ④施設入所者の地域生活への移行状況は ⑤福祉施設利用者の一般就労への移行状況は ⑥医療費助成制度・交通費助成制度の周知のあり方は ２．「第４期計画」の策定に向けて ①福祉サービスの利用者負担の軽減や、障がいのある人への医療費・交通費助成の拡大をしていくべきと考えるがどうか ②町の施設のバリアフリー化に向けての考えは ③「障害者総合支援法」の見直しに向けて、「障害区分認定調査を廃止し、個々の支援の必要量や希望が保障される仕組みの構築」、「介護保険優先原則を廃止し、介護保険利用対象者となっても従来から受けていた支援を継続できるように」、「事業所・施設の運営の安定化に向け、報酬を日払いから月払いへ戻す」などとあわせ、抜本的な障害者関係予算の改善を国に求めていくべきと考えるがどうか